

令和6年度

美馬市雇用対策協定に基づく事業計画

美 馬 市
徳 島 労 働 局
美馬公共職業安定所

令和6年度 美馬市雇用対策協定に基づく事業計画

目次

第1 趣旨

第2 協定に基づく令和6年度の取組

- 1 市における雇用創出 2
- 2 移住者・若者の就職支援・人材育成の促進 . . . 2
- 3 中高年齢者・生活保護受給者等の就職支援 3
- 4 その他 4

第1 趣旨

美馬市（以下「市」という。）と徳島労働局（以下「労働局」という。）は、市における経済の活性化と暮らしの向上を目指し、相互が密に連携して、求職者の就職の促進と市内企業の人材確保の支援を図るために、平成27年5月14日「美馬市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び美馬公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、市の講ずる移住促進事業、雇用アクティブシニア事業、雇用創出その他雇用に関する施策の実施と、労働局及び安定所における職業紹介、雇用保険、企業指導その他雇用に関する施策が、綿密な連携のもと総合的、効果的かつ一体的に実施されるよう、「美馬市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、市における雇用失業情勢の改善へ取り組むこととする。

連携に当たっては、各々が実施する施策等に関して情報・意見交換を実施するなど、互いの理解を深める取組を推進する。

なお、労働局、安定所はここに定める以外の雇用に関する事項についても、各種施策への連携・協力等について市からの要請があった時は、その要請に誠実かつ迅速に対応するよう努めるとする。

また、労働局、安定所は市等の雇用失業情勢に関する各種指標等について、積極的に市に提供することとする。

第2 協定に基づく令和6年度の取組

1 市における雇用創出

本市住民及び求職者に対する雇用の創出・就職の促進を図る。

○企業誘致施策の推進（S O開設を含む。）

（市が実施する業務）

- ① 企業誘致活動等を推進するとともに、安定所へ情報提供を行い、雇用の場の拡大を図る。

（安定所が実施する業務）

- ① 誘致企業に対する労働市場の情報提供及び求人申し込みの案内を行う。

【目標】① 企業誘致の推進（S O開設を含む。）

1件以上

2 移住者・若者の就職支援・人材育成の促進

市が実施する移住・定住促進事業によるUIJターン就職対策、求職者等の能力開発を活用した就職支援により、地域や経済の活性化につなげる。

○移住・定住促進事業の推進

○UIJターン者に対する就職支援

○求職者等の能力開発による就職支援

○本市の労働者不足企業等への支援

（市が実施する業務）

- ① 移住・定住促進事業に関する施策及びUIJターン者の情報を安定所へ提供する。
- ② 就職面接会開催への支援及び市内企業への参加要請を図る。
- ③ 地域の訓練ニーズを把握し、求職者支援制度の枠組の中で「地域枠」を活用した職業訓練を実施する。
- ④ 本市企業の労働力の過不足等を取集し、安定所へ情報提供を行う。

(安定所が実施する業務)

- ① 地方就職支援コーナーを設置する安定所等と連携し、移住により就職を希望する者に対し、求人情報の提供、移住促進事業の制度等について周知・広報を行い、市の活性化を推進する。
- ② 市及び関係機関等と連携し開催する就職面接会等の周知、参加募集等を行う。
- ③ 市が直接又は委託して行う能力開発事業等に関し、求職者への周知・受講勧奨を行うとともに、訓練や講習等の修了者に対し、求人情報の提供等の就職支援を行う。
- ④ 人材不足企業等への求人申し込み案内及び求職者のマッチングの推進を行う。

【目標】 ① 求職者支援制度の枠組みの中で「地域枠」を活用した職業訓練の開催

1回以上

② 就職面接会等の開催

1回以上

3 中高年齢者・生活保護受給者等の就職支援

中高年齢者（就職氷河期世代への就労支援策を含む）の実施
生活保護受給者等の就労による自立支援

- 中高年齢者・就職氷河期世代の雇用確保、就職支援を一体的に実施する。
- 就労支援体制の構築等により生活保護受給者等の就労による自立を促進する。

(市が実施する業務)

- ① 就職面接会の開催及び市内企業への参加要請を図る
- ② 中高年齢者・就職氷河期世代の雇用を進める事業所へ国の支援の情報提供を行う。
- ③ 中高年齢者・就職氷河期世代の職業紹介及び生活保護受給者等を安定所へ誘導する。

(安定所が実施する業務)

- ① 市及び関係機関等と連携し開催する就職面接会等の周知、参加募集等を行う。
- ② 各種助成金及び雇用に関する支援制度等を市に情報提供する。
- ③ 中高年齢者及び生活保護受給者等に対する職業相談等を実施する。

【目標】① 就職面接会等の開催

1回以上

② 生活困窮者及び就職困難者等の就職・就労支援

就職者数15人以上

4 その他

- 市における広域的な雇用対策等の機動的対応
 - ・ 協定に基づく事業計画等の雇用対策の円滑な実施に向けて、必要に応じて隣接地方自治体等との意見交換等を実施する。

- 市に大量の雇用調整が発生した場合、市と安定所が連携して迅速に対応
 - ・ 市に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、連携した情報収集、企業への要請、再就職支援を実施する。また、必要に応じて関係機関等と連携し離職者雇用対策本部等を設置するなど、離職者支援を実施する。